

市民参加実施予定シート

予 定
平成30年4月1日時点

担当課（生涯学習課）

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例	市が考える 市民等への影響	〈メリット〉 当該施設の設置及び管理に関し必要な事項(使用時間、休館日、利用料金等)を定める。
名称	流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例		〈デメリット〉 なし。
概要	当該施設の設置及び管理に関し必要な事項(使用時間、休館日、利用料金等)を定めるもの。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数 実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成29年5月19日、6月28日、8月2日、8月18日、9月13日	審議会委員	流山市生涯学習審議会	専門的見地から意見を聴取できることから流山市生涯学習審議会を開催して意見を聞き、利用料金(案)について諮問し答申を受ける。また、当該施設は新規に設置する施設であり、できるだけ多くの市民等から意見を取り入れる必要があるため、時間や場所等に拘束されずに意見表明ができるパブリックコメントを実施する。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手続	平成29年10月3日から11月1日	全市民等	特になし	
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
	<input type="checkbox"/> その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度											平成30年度	平成31年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～3月	4月～3月
			5月19日 ● 審議会	6月28日 ● 審議会		8月2日、18日 ● ● 審議会	9月13日 ● 審議会	(10月3日～11月1日) パブリックコメント	(8月31日～10月2日) 第3回定例会	総務課議案提出	(11月30日～12月20日) 第4回定例会		市民等への周知		4月1日 ● 条例施行

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由